

【原則】

当院外来の外来処方箋（院外処方）について、以下の運用条件を満たせば、薬剤師法第23条2項に規定する医師の同意を得たものとできる。但し、必要に応じての直接照会や法令遵守を妨げるものではない。

尚、処方変更は医薬品の適応及び用法用量に遵守した変更とすること。また、安全性や溶解性、体内動態などを考慮し、薬物治療の内容に影響を与えず利便性が向上する場合に限る。

運用条件

- ① 保険薬局では安定性、溶解性、体内動態などを考慮し薬学的見地に沿って、患者から十分な情報収集に基づいて照会の必要性を判断すること
- ② 保険薬局では合意書に係る処方変更の内容について、必ず薬価や費用や服用方法などに関して十分な説明をして患者から同意を得ること
- ③ プロトコルの範疇かどうか不明な場合は疑義照会に対応すること
- ④ 処方変更調剤をした場合は、お薬手帳やお薬説明書での情報提供を徹底し、必ず当院薬剤科に院外処方における調剤行為問合せの簡素化プロトコル結果報告書で受付時間内に報告すること

1. 継続処方が見込まれる薬剤の残薬調整のための投与日数の変更

薬歴などにより継続処方が確認できる処方薬において、現場にて残薬が確認できた場合の投与日数調整。ただし、次回入力の入力漏れを防ぐため、調整は処方可可能な最小量の処方日数までとし、処方削除する場合は疑義照会が必要とする

残薬調整した理由を必ず記載すること（コンプライアンス不良という理由での残薬調整は不可）

2. 薬学的根拠に基づいての一包化調剤

3. 薬学的根拠に基づいての粉碎等あるいはその逆も可能

例）嚥下困難の患者などに対して、粉碎可能薬剤を粉碎調剤

例）粉碎調剤を指示された薬剤が服用しづらいと患者から訴えがあった場合、粉碎せずに調剤可
粉碎等あるいはその逆をした薬剤は必ず情報提供すること（イーケプラ錠 500mg を粉碎しましたなど情報提供すること）

4. 薬学的根拠に基づいての簡易懸濁法あるいはその逆も可能

5. ビスホスホネート製剤を添付文書上の用法に変更。ただし、1回の服用量は変更しない

例）ボナロン経口ゼリー35mg 朝食後 → 起床時 へ変更

6. ビスホスホネート製剤等の週1回あるいは月1回服用の製剤または、「1日おきに服用」「週のうち特定の日の服用」等と処方された薬剤が連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化

必ず患者などから情報収集し、次回予約日等から不備が明確な場合のみ変更可

7. 外用剤の使用部位のコメント追加

例）ロキソプロフェンナトリウムパップ 100mg 1日1回1枚 患部 貼付 → 1日1回1枚 腰 貼付

外用剤のコメントに患部と記載されていた場合、患者などから聞き取りを行い医師から口頭で指示された場合や患者の希望された部位が薬学的根拠に基づいて使用部位のコメントを追加すること

8. 以下の外用鎮痛剤における1日1回〇枚と日数のコメントの追加（添付文書の用量を超えないこと）

- ・ロキソプロフェン Na パップ 100mg ・フェルナビオンパップ 70 ・ケトプロフェンテープ 20mg/40mg
- ・MS 温シップ・アドフィードパップ 40mg ・ロコアテープ

例）アドフィードパップ 40mg 14枚 → 1日1回1枚 14日分

9. 医師の了承の元で処方されている漢方薬の食後投与

※ただし、患者面談上またはお薬手帳から治療の継続中が認められ、食後投与が妥当と判断された場合に限る

10. 二社併売、局方品等の成分名が同一の場合の銘柄変更調剤

例) ジャヌビア錠 50mg → グラクティブ錠 50mg

11. 内服薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例) フェブリク錠 20mg 1回0.5錠 → フェブリク錠 10mg 1回1錠

12. 剤型のみの変更。ただし、用法・用量（力価）の変更がない場合のみとする。また、抗てんかん薬など血中濃度測定が必要な薬剤は除く

※患者の希望により剤型変更可能。保険薬局の在庫の都合上での変更は不可

(ア) 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤での剤型変更

(イ) テープ剤、パップ剤での剤型変更

(ウ) 軟膏、クリーム剤での剤型変更

例：アムロジピン OD 錠 5mg → アムロジピン錠 5mg（※ただし、嚥下困難な患者における口腔内崩壊錠から普通錠への変更は不可とする）

13. 必要日数に余分が出る場合、もしくは必要日数に満たないと判断される場合での処方日数の適正化（休薬期間や次回予約日等から処方日数が余分もしくは不足するなど理由が明確な場合のみに限る）

【プロトコルの範囲外】

1 抗がん剤の処方について

2 麻薬の処方について

3 覚せい剤原料の処方について

4 処方日数制限のある薬剤が含まれた処方箋の日数変更について

次回外来受診日を変更しなければならない場合があるため

5 保険薬局の在庫の都合上の変更

各種問合せ窓口

○疑義照会：薬剤科へ

○保険関係（保険番号、公費負担、自費負担などに関すること）：医事課へ

この院外処方における調剤行為問合せの簡素化プロトコルは 2022 年 6 月 1 日より有効とする

(2022 年 7 月 11 日改訂)

(2022 年 8 月 18 日改訂)

(2023 年 8 月 3 日改訂)

(2023 年 9 月 11 日改訂)

(2023 年 10 月 10 日改訂)

(2023 年 11 月 16 日改訂)